

現行	改定案	改定理由
第4条（会員）	第4条（会員）	
1. 会員資格	1. 会員資格	
(1) 日本国内のアルコール検知器製造に関わる法人事業者。	(1) 日本国内のアルコール検知器製造に関わる法人事業者で国内に ※品質保証体制を構築している企業であること。または、同等の体制を有していること。 ※ここでの品質保証体制とは、アルコール検知器検定制度の2.3 品質保証体制に関する要件を満足し、2.3.3 監視機器及び測定機器の管理に必要な設備を自社内もしくは国内の協力企業にて有しており、校正や出荷検査などが対応可能な状態であることを意味する。	検知器の精度問題がフォーカスされている現状を踏まえ、品質管理体制を構築している事が重要と判断。
3. 入会金	3. 入会金	
(2) の記載はなし	(2) 本会の再入会金は、金200,000円（前項の会員種別によらず及び年度途中の入会であっても同額とする。）	加盟企業と退会企業に公平性を保つため。
4. 年会費、臨時会費および寄付	4. 年会費、臨時会費および寄付	
(2) 正会員の場合は、前項の年会費を5口以上とする。	(2) 正会員の場合は、年会費を5口（金50,000円）以上とする。	年会費の金額を明確にするため。
(3) 準会員の場合は、前項の年会費を1口以上とする。	(3) 準会員の場合は、年会費を1口（金10,000円）以上とする。	年会費の金額を明確にするため。
5. 入会	5. 入会	
(1) 毎年4月（1次募集）と10月（2次募集）の各1ヵ月間、新規会員を募集する。	(1) 毎年4月（1次募集）と10月（2次募集）の各1ヵ月間、新規会員を募集する。	
(3) 入会の可否は、幹事会による決議により承認する。	(3) 入会の可否は、幹事会による決議により決定する。	
(4) 入会が承認された場合、事務局は会員名簿に速やかに登録する。	(4) 入会可否決定後、事務局は速やかに「新規会員説明会」を実施し、最終入会意思を確認すると共に、入会金の振込確認を持って入会を承認する。	
(5) 記載なし	(5) 入会が承認された場合、事務局は会員名簿に速やかに登録する。	(5) が新規で追加した為、(6) に変更。
(5) 会員名（組織名や所在地等）は原則として公開とする。	(6) 会員名（組織名や所在地等）は原則として公開とする。	
8. 除名	8. 除名	
③ その他除名すべき正当な事由があるとき。	③ その他除名すべき正当な事由があるとき。（例えば、幹事会・事務局・委員会からの依頼事項に適切に対応しない場合など）	運営を適切且つスムーズに実施するために追加。
9. 会員資格の喪失	9. 会員資格の喪失	
(2) 記載はなし	(2) 上記理由により、会員資格を喪失した場合、再入会は認めない。	会員資格を喪失した企業の再入会を防止するため、新規で追加。
(3) 記載はなし	(3) 会員資格を喪失した場合、速やかにあらゆる媒体から会員番号およびJ-BAC単体・協議会マーク・J-BAC認定マークの削除を行う。	加盟企業と会員資格喪失企業の公平性を保つため、新規で追加。
第5条（組織）	第5条（組織）	
(1) 総会	(1) 総会	
④ 臨時総会は、正会員の過半数の請求により招集することができる。	④ 臨時総会は、幹事会での承認、または正会員の過半数の請求により招集することができる。	決議事項について、早急な対応を図るため。
⑥ 正会員は、総会で会費1口につき議決権一個を行使することができる。	⑥ 正会員は総会にて年会費5口で議決権5個を行使することが出来る。ただし、何口保有していても行使出来る議決権は最大10個までとする。	決議事項について、公平性を保つため。
⑩ 正会員が、総会を欠席する場合、代理人に議決権の委任を行うことができる。ただし、代理人は本会の正会員に限定され、任意で作成した委任状を代理人に託すものとする。	⑩ 正会員が、総会を欠席する場合、代理人に議決権の委任を行うことができる。ただし、代理人は本会の正会員に限定され、所定の委任状を代理人に託すものとする。	所定の委任状にすることで事務局の負担を軽減するため。
⑮ 記載なし	⑮ 総会の開催は、状況に応じてWEBシステムを用いて開催することができる。	
(2) 会長・副会長	(2) 会長・副会長	
② 会長・副会長は総会により選出される。	② 会長・副会長は幹事会により選出されて、総会で承認される。	現行の選出ルールを明確にするため。
④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合にその職務を代行する。	④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合に補欠として、その職務を代行する。	補欠として選任されることを明確にするため。
⑤ 会長および副会長の任期は2年とする。なお、重任を妨げない。	⑤ 副会長に事故ある場合または上記④の場合、幹事会より新副会長を補欠として選任し、その職務を代行する。	会長と同様に副会長に事故ある場合の選任方法を明確にするため、新規で追加。
⑥ 補欠により選任された会長および副会長の任期は、残任期間迄とする。	⑥ 会長および副会長の任期は2年とする。なお、重任を妨げない。	⑤を新規で追加した為、項番を⑤から⑥に変更。
⑦ 会長および副会長の任期が満了しても、後任が選出されるまでの期間は職務を行わなければならない。	⑦ 補欠により選任された会長および副会長の任期は、残任期間迄とする。	⑤を新規で追加した為、項番を⑥から⑦に変更。
(3) 幹事会	(3) 幹事会	
③ 幹事会の数は3者以上とし、会長・副会長の指名により本会員から選任する。	③ 幹事会の数は3名以上とする。なお、幹事資格として幹事および各委員長経験者より会長・副会長の指名により本会員から選任する。	幹事資格を明確にするため。
④ 幹事の任期は2年間とする。なお、これは重任を妨げない	④ 幹事の任期は2年間とする。なお、重任を妨げない。	文章の訂正（これはを削除）。
⑤ 幹事会は、本会の運営を担う執行機関と位置付ける。	⑤ 上記③の条件を満たさない場合、幹事会より新幹事を補欠として選任する。	幹事数が条件を満たさない場合の選任方法を明確にするため、新規で追加。
⑥ 幹事会は、議決機関である総会（定期・臨時を問わない）に付議すべき事項の草案を作成する。	⑥ 補欠により選任された幹事の任期は、残任期間迄とする。	補欠により選任された幹事の任期を明確にするために、新規で追加。
⑦ 幹事会は、入会、臨時会費の徴収、寄付受領の承認、事務局、監事、会議体の長の指名、本会発展のための会議体（委員会、部会、ワーキンググループなど）の設置、アドバイザーの選出を決定することができる。	⑦ 幹事会は、本会の運営を担う執行機関と位置付ける。	⑤と⑥を新規で追加した為、項番を⑤から⑦に変更。
⑧ 幹事会の構成員は、幹事会に出席することを原則とする。	⑧ 幹事会は、議決機関である総会（定期・臨時を問わない）に付議すべき事項の草案を作成する。	⑤と⑥を新規で追加した為、項番を⑥から⑧に変更。
⑨ 幹事会の事項決定は、幹事会における過半数の構成員が出席した場合の全員一致によるものとする。	⑨ 幹事会は、入会、臨時会費の徴収、寄付受領の承認、事務局、監事、会議体の長の指名、本会発展のための会議体（委員会、部会、ワーキンググループなど）の設置、アドバイザーの選出を決定することができる。	⑤と⑥を新規で追加した為、項番を⑦から⑧に変更。
現行の会則にはなし	⑩ 幹事会の構成員は、幹事会に出席することを原則とする。	⑤と⑥を新規で追加した為、項番を⑧から⑨に変更。
現行の会則にはなし	⑪ 幹事会の事項決定は、幹事会における過半数の構成員が出席した場合の全員一致によるものとする。なお、重要事項の決定に関しては、幹事会全員一致によるものとする。（ただし、事故なる場合などで職務を遂行できない者は除く）。	幹事会の承認方法をより明確にするために追記。
(4) 事務局	(4) 事務局	
③ 事務局は、正会員のうち一社による持回り方式とし、一事業期間を担当する。	③ 事務局は、正会員のうち一社とし、総会で承認された中期活動計画期間を担当する。なお再任を妨げない。	⑤と⑥を新規で追加した為、項番を⑨から⑩に変更。
(5) 会計監査	(5) 会計監査	
④ 監事は、一事業期間中に最低一回、事務局の会計業務について適正な監査を実施し、その結果を定期総会に報告する義務を負う。	④ 監事は、事業年度毎に最低一回、事務局の会計業務について適正な監査を実施し、その結果を定期総会に報告する義務を負う。	幹事資格を明確にするために、新規で追加。
(6) アドバイザー		幹事数を明確にするために、新規で追加。
		事務局の担当期間を明確にするため。
		文章の訂正。

<p>① 前項に定める幹事会の決定により、若干名のアドバイザーを置くことができる。</p> <p>(7) 委員会</p>	<p>① 前項に定める幹事会の決定により、アドバイザーを置くことができる。</p> <p>(7) 委員会</p>	<p>文章の訂正（若干名のを削除）。</p>
<p>現行の会則にはなし</p>	<p>① 本会には業務委員会、技術委員会を置く。</p> <p>② 委員長、副委員長は、幹事会により選任される。</p> <p>③ 委員長の業務は次のとおりとする。</p> <p>(業務委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・班活動の対応 ・定期的な業務委員会の開催 ・定期総会での活動報告 ・活動予算案の策定 ・その他業務委員会にかかわる業務の遂行 <p>(技術委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WGの設置、開催 ・J-BAC認定にかかわる業務 ・定期的な技術委員会の開催 ・定期総会での活動報告 ・活動予算案の策定 ・その他技術委員会にかかわる業務の遂行 <p>④ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合に補欠として、その業務を代行する。</p> <p>⑤ 副委員長に事故ある場合または上記④の場合、幹事会が会員より新副委員長を補欠として選任し、その業務を代行する。</p> <p>⑥ 委員長および副委員長の任期は2年とする。なお、重任を妨げない。</p> <p>⑦ 補欠により選任された委員長および副委員長の任期は、残任期間迄とする。</p> <p>⑧ 委員長および副委員長の任期が満了しても、後任が選出されるまでの期間は業務を行わなければならない。</p> <p>⑨ 会員は、業務委員会、技術委員会のいずれかに参加する資格を有している。</p>	<p>委員会運営及び活動内容を明確にするため新規で追加。</p>
<p>第6条（法令遵守）</p>	<p>第6条（法令遵守）</p>	<p>文章の訂正。</p>
<p>本会および本会の会長、議長、会員、幹事会、事務局等の関係者は、本会規約を遵守し、諸法令および条例・規則ならびに日本国が拘束される条約を遵守する。</p>	<p>本会および本会の会長、議長、会員、幹事会、事務局等の関係者は、本会会則を遵守し、諸法令および条例・規則ならびに日本国が拘束される条約を遵守する。</p>	<p>文章の訂正。</p>
<p>第7条（内部情報と機密保持）</p>	<p>第7条（内部情報と機密保持）</p>	<p>文章の訂正。</p>
<p>(1) 本会の取り扱う内部情報には、アルコール検知すなわち飲酒運転や、飲酒に関する事故に関する機微な個人情報や当事者係争事案が含まれる可能性があるため、各会員および事務局（以下、「本会関係者」という。）関連法令等に基づき、適切な情報管理を行わなければならない。</p>	<p>(1) 本会の取り扱う全ての内部情報には、機微な個人情報や当事者係争事案が含まれる可能性があるため、各会員および事務局（以下、「本会関係者」という。）は、関連法令等に基づき、適切な情報管理を行わなければならない。</p>	<p>本会の取り扱う内部情報は、全て機密情報となるため、アルコール検知すなわち飲酒運転や飲酒に関する事故に関するなど特定な範囲とする表現を削除。</p>
<p>第11条（規約の改定）</p>	<p>第11条（会則の改定）</p>	<p>文章の訂正。</p>
<p>(2) 本規約は総会の決議により改訂することができる。</p>	<p>(2) 本会則は総会または臨時総会の決議により改定することができる。</p>	<p>臨時総会も総会に含まれるが、明確にするために文章として臨時総会を追加。</p>